仕様書

１．委託業務

静岡労働局管内 2 施設の除草及び樹木剪定業務

２．履行場所（業務実施場所）

別紙「履行場所等一覧」のとおり

３．業務内容

（１）除草業務

ア　敷地内に生えている雑草を草刈り機や手作業等で除去すること。

イ　除去した雑草等（作業中に発生した廃棄物含む）を処分すること。

ウ　除草剤の散布は行わないこと。

（２）樹木剪定業務

ア　剪定ばさみや刈込ばさみ等で樹木の剪定、生垣の刈込を行うこと

イ　樹幹の乱れや混み過ぎを直す程度の剪定を行い、樹形を整えること。

ウ　剪定は樹種形状や種類に応じてもっとも適切な方法により行うこと。

エ 高さが 3mを超える樹木については作業可能な高さまで剪定すること。

※駐車場では車に注意すること。

（３）作業部分については、別添の図面及び写真を参照すること。

４．履行期限及び作業日程について

履行期限 令和 8 年 12 月 18 日（金）

・別紙「履行場所等一覧」記載の作業希望日を参照し、履行可能なことを確認したうえで見積もること。

・具体的な作業日程については、契約後、別紙「履行場所等一覧」記載の現地担当者と協議のうえ決定すること。

５．その他

・業務遂行に必要な用具や機材等はすべて受託者の負担とする。

・受託者は業務実施場所および周辺の環境美化に努め、周辺住民及び庁舎利用者等の安全に十分な注意を払うとともに、業務遂行について適切な安全対策を施し、事故のないようにすること。また、事業主は作業員の熱中症対策に努めること。

・高い樹木の剪定など、高所での作業を要する箇所については、特に安全管理に十分配慮のうえ作業すること。・この委託に際し、受託者は関連諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行うこと。

・受託者は雇用者等の業務に関して生じた負傷・疾病・死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償を行うこと。

・当該業務によって発生した樹木の残がいやごみなどの廃棄物については、受託者において清掃及び処分を行うこと。

・植栽管理が容易になるように配慮のうえ剪定すること。